

仲裁法等の改正に関する論点の補充的検討（3）

第1 仲裁関係事件手続における管轄等

1 管轄

仲裁法第5条において、同条第1項及び第2項の規律に加え、次のような規律を設けることとしては、どうか。

(1) 仲裁地が日本国内にある場合において、第1項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(2) 第1項に規定する事件について、同項第3号の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その申立てをすることができる。

ア 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）

東京地方裁判所

イ 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

大阪地方裁判所

2 移送

仲裁法第5条において、同条第3項の規律に加え、次のような規律を設けることとしては、どうか（注）。

裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を第2項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。

（注）この規律を新設する場合には、仲裁法第44条第3項及び第46条第5項を削るなど、所要の整備を行うことが考えられる。

（説明）

1 管轄の規律について

(1) 管轄裁判所の特例

部会資料5-1の第3の1(1)においては、仲裁法第5条第1項第3号を改正し、仲裁関係事件手続の被申立人の普通裁判籍が定まらないときは、最高裁判所規則で

定める地を管轄する地方裁判所に管轄権を認める旨の規律を設けることを提案したが、第5回会議では、原則として仲裁地が日本国内にある場合に限って我が国の仲裁法が適用されることとの関係で整合性が取れているのか、前記提案の下では、日本に普通裁判籍を有しない外国の社団又は財団（以下「外国法人」という。）との関係で過剰管轄が生じるのではないかとの意見があった。そこで、本文1は、前記提案に代えて、仲裁地が日本国内にある場合において、仲裁法第5条第1項の規定により管轄裁判所が定まらないときに限り、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所に管轄権を認める旨の規律を設けることを提案するものである。

モデル法第1条第2項や仲裁法第3条第1項の規律を前提とすると、仲裁地が日本国内にある場合における仲裁判断の取消しの申立て等の手続については、日本の仲裁法のみが適用されることから、当該手続については、日本が最も密接な関係を有する地であり、日本の裁判所に管轄権を認めることが相当であると考えられる。したがって、仲裁地が日本国内にある場合において、仲裁法第5条第1項の規定により管轄裁判所が定まらないときは、日本国内のいずれの裁判所が管轄権を有するのかを定める必要があるものと考えられる（注1）。

他方、執行決定の申立てに係る事件を除き、仲裁地が日本国内にある場合に限って我が国の裁判所において仲裁関係事件手続が行われることに鑑み、同法第5条第1項第2号を改正し、一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めなかった場合には、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所に管轄権を認める旨の規律を設けることも考え得る。しかしながら、この規律の下では、例えば、主たる事務所又は営業所が日本国内にある法人が被申立人となる場合など、同項第3号の規定により管轄裁判所が定まる場合であっても、新たに設ける規律が適用されることとなり、過剰管轄が生じるおそれがあるから、このような規律を設けることは相当でないと考えられる。

そこで、本文1(1)では、管轄裁判所の特例として、仲裁法第5条第1項の規定により管轄裁判所が定まらないときに限り、最高裁判所で定める地を管轄する地方裁判所に管轄権を認める旨の規律を設けることを提案している（注2）。

なお、仲裁法第5条第1項に基づく管轄が専属管轄とされていることから、本文1(1)の規律に基づく管轄についても、専属管轄としている。このような例として、人事訴訟法第4条第1項及び第2項がある。

(注1) 仲裁地が日本国外にある場合においても、仲裁法第14条第1項（仲裁合意と本案訴訟）、第15条（仲裁合意と裁判所の保全処分）及び第8章（仲裁判断の承認及び執行決定）の規定は適用される（同法第3条第2項及び第3項）。しかしながら、この場合における保全処分又は仲裁判断の執行決定の申立てについては、当然に日本の裁判所に管轄権が認められることにはならないものと考えら

れる。なお、執行決定の申立てに係る事件については、仲裁法第5条第1項各号に掲げる裁判所に加え、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所にも管轄を認めており（同法第46条第4項）、この規定に依拠しつつ、国際裁判管轄の有無を判断するとの考え方もある。

(注2) 民事訴訟法第10条の2は、同法第2章第1節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、民事訴訟法の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する旨を定める。また、人事訴訟法第4条第2項は、日本の裁判所の管轄権の有無が同法第3条の2から同法第3条の4までの規定により定まることを前提として、日本国内において同法第4条第1項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、人事に関する訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する旨を定める。これらの規定は、日本の裁判所が管轄権を有するにもかかわらず、日本国内のいずれの裁判所が管轄権を有するかが定まらない場合を念頭に、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所に管轄権を認めるものであり、本文1(1)の規律もこれらと同様の趣旨に基づくものである。

(2) 競合管轄

本文1(1)のような規律を設けることとする場合においても、例えば、①仲裁地が日本国外にある場合における執行決定の申立てに係る事件や、②仲裁関係事件手続の申立人が外国法人、被申立人が日本法人であり、仲裁手続において使用する言語が英語と定められているときなどは、本文1(1)の規律が適用されないこととなる。

しかしながら、これらの場合についても、国際仲裁の活性化の観点から、仲裁関係事件手続について、裁判所において構築される専門的な事件処理態勢を活用すべき必要性は高いものと考えられる（注1）。

そこで、本文1(2)では、仲裁法第5条において、引き続き、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認める旨の規律を設けるとの提案を維持している（注2）。

(注1) 被申立人が日本に普通裁判籍を有しない場合であって、仲裁法第5条第1号又は第2号の規定により管轄裁判所が定まるときは、本文1(1)又は(2)の規律のいずれも適用されないこととなる。この場合には、当事者間で仲裁関係事件手続に関する管轄合意又は日本国内の特定の地域を仲裁地として定める合意がされていることから、当該合意に基づく管轄を認めることとすれば足りるとの考え方があられる。他方、仲裁法第5条第1項が、合意による管轄（第1号）のほかに、仲裁地による管轄（第2号）を認めた趣旨は、当該仲裁地が仲裁関係事件手続と密接な関係を有する地となるとの理解によるものとも考えられ、このような考え方を前提にすると、本文1(2)の規律としては、仲裁法第5条第1項第2号又は第3号の

規定によって定まる管轄裁判所を基準として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認める旨の規律とするとの考え方もあり得る。

(注2) 本文1(2)の規律は、例えば、仲裁関係事件手続の申立人及び被申立人がいずれも日本法人である場合にも、適用されることとなる。被申立人の管轄の利益を図る観点から、裁判所が相当と認めるときは、当事者(被申立人)の申立てにより本文2の規律に基づく移送を認めることを想定している。

2 移送の規律について

(1) 提案の概要

第5回会議では、①仲裁関係事件手続一般について、仲裁法第5条第3項のほかにも移送に関する規律は設けられておらず、同法第10条により民事訴訟法の移送に関する規定が準用されるか否かは解釈に委ねられていること(注)、②仲裁判断の取消しや仲裁判断の執行決定の申立てに係る事件以外にも、例えば、仲裁人の忌避や仲裁権限の有無に関する判断を求める申立てに係る事件など、紛争性が必ずしも低いとはいえない事件類型があることから、仲裁関係事件手続一般について適用される競合管轄の規律を設けるのであれば、それと併せて、裁判所の裁量による移送を可能とする規律を設ける必要があるのではないかとの意見があった。

そこで、本文2は、これらの意見を踏まえ、仲裁法第5条において、新たに裁量移送に関する規律を設けることを提案するものである。

なお、本文2のとおり、仲裁関係事件手続一般について移送に関する規律を設けることとするのであれば、仲裁判断の取消し及び執行決定の申立てに係る事件の移送に関する仲裁法第44条第3項及び第46条第5項を削るなど、所要の整備を行うことが考えられる。

(注) 仲裁法第5条第2項によれば、仲裁法の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄し、その余の管轄裁判所は管轄権を有しないこととなるから、仲裁関係事件手続については、民事訴訟法第17条の規定が準用される余地はないとの考え方がある。

(2) 規律の具体的内容

第5回会議でも指摘されたとおり、仲裁法第5条第2項に優先管轄の規律が設けられていることを踏まえ、本文2では、裁判所が相当と認めるときは、同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所への移送を認める旨の規律を設けることを提案している。

また、本文2では、「申立てにより又は職権で」移送することができるものとするを提案している。これは、①仲裁判断の取消し及び執行決定の申立てに係る事件について、仲裁法第44条第3項及び第46条第5項が、裁判所の職権による移送のみならず、当事者の申立てによる移送も認めていること、②本文1(2)のお

り、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認める旨の規律を設けることとするのであれば、被申立人の管轄の利益を図る観点から、当事者（被申立人）の申立てによる移送を認めることが相当であるとの考え方によるものである。

第2 民事調停事件の管轄に関する規律

（以下、部会資料5-2における提案からの変更点に下線を付した。）

民事調停事件の管轄に関し、次の規律を設ける（注）。

知的財産の紛争に関する調停事件は、民事調停法第3条に規定する裁判所のほか、同条の規定（管轄の合意に関する規定を除く。）により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

(1) 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

東京地方裁判所

(2) 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

大阪地方裁判所

（注）知的財産の紛争以外の紛争に関する調停事件の管轄等については、引き続き検討する。例えば、専門的な知見を要する〔専門的な知識経験が必要とされる〕事件を処理するために特に必要があると認められるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に事件を移送することができるとの規律を設けるとの考え方がある。

（説明）

第5回会議では、知的財産の紛争以外の紛争については、専門的知見が必要となる事件類型の特定は難しく、時代によっても変わり得ること、また、事件処理に必要な専門的知見の内容も事案によって異なり得ることから、事件類型を定めて管轄に関する規律を設けるのではなく、移送の規律を設けることにより、個々の事件において柔軟に対応することが望ましいとの意見がみられた。そこで、このような意見を踏まえ、本文の（注）に追記することを提案している（例えば、民事調停法第4条の規定に加え、裁判所は、専門的な知見を要する事件を処理するために特に必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、事件の全部又は一部を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に移送することができるといった規律を設けることが考えられる。）。

なお、第5回会議では、特に裁判所が職権で事件を移送する場合には、当事者の意見聴取に関する規律についても検討する必要があるとの指摘がされた。この点については、民事調停規則第2条において、裁判所が民事調停法第4条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項の規定による裁判をするときは、当事者の意見を聴くことができるとさ

れていることから、この規定を参考に、当事者の意見聴取に関する規律を設けることが考えられる。

このほか、第5回会議では、当事者間で管轄に関する合意が得られない場合において、専門的な知見を要する事件を当初から東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に申し立てることに需要があるため、両裁判所に申立てがあった場合の自庁処理に関する規律についても検討する必要があるとの指摘がされた（この指摘を踏まえると、例えば、民事調停法第4条の規定に加え、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合において、専門的な知見を要する事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、事件の全部又は一部を自ら処理することができるといった規律を設けることが考えられる。）。